

豊川市告示第 9 号

豊川市公契約条例（平成 30 年豊川市条例第 22 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、労働報酬下限額を次のとおり定めた。

令和 8 年 2 月 3 日

豊川市長 竹 本 幸 夫

1 労働報酬下限額を定めた公契約の種類

豊川市公契約条例施行規則（平成 30 年豊川市規則第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する業務委託契約及び同条第 4 号に規定する指定管理者との協定

2 労働報酬下限額

1 時間当たり 1,158 円

3 適用する公契約

令和 8 年 4 月 1 日以後に業務を開始する公契約